(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指定特定身体障害者授産施設　通所による入所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定特定身体障害者授産施設　通所による入所者の定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合

四　指定旧法施設支援単位数表第4の1の旧知的障害者更生施設支援費の注2の厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧知的障害者更生施設支援費の算定方法

整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「指定知的障害者施設基準」という。）第二条第一号に規定する指定知的障害者更生施設（以下「旧指定知的障害者更生施設」という。）において指定旧法施設支援を行った場合の旧知的障害者更生施設支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者の数の基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定旧法施設支援の区分	入所による指定旧法施設支援	厚生労働大臣が定める旧知的障害者更生施設支援費の算定方法
厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	旧指定知的障害者更生施設の過去三月間の入所者（入所により旧指定知的障害者更生施設を受けている者に限る。次の(1)及び(2)において同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (1) 入所定員が五十人を超えない旧指定知的障害者更生施設　一日の入所者の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える旧指定知的障害者更生施設　一日の入所者の数が、入所定員の数に百分の五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数を超える場合	厚生労働大臣が定める旧知的障害者更生施設支援費の算定方法 指定旧法施設支援単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定旧法施設支援費用額算定基準の例により算定する。

五　指定旧法施設支援単位数表第5の1の旧知的障害者授産施設支援費の注2の厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧知的障害者授産施設支援費の算定方法

指定知的障害者施設基準第二条第二号に規定する指定特定知的障害者授産施設（以下「旧指定特定知的障害者授産施設」という。）において指定旧法施設支援を行った場合の旧知的障害者授産施設支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者の数の基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定旧法施設支援の区分	入所による指定旧法施設支援	厚生労働大臣が定める旧知的障害者授産施設支援費の算定方法
厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	旧指定特定知的障害者授産施設の過去三月間の入所者（入所により旧指定特定知的障害者授産施設を受けている者に限る。次の(1)及び(2)において同じ。）の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (1) 入所定員が五十人を超えない旧指定特定知的障害者授産施設　一日の入所者の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える旧指定特定知的障害者授産施設　一日の入所者の数が、入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数を超える場合	厚生労働大臣が定める旧知的障害者授産施設支援費の算定方法 指定旧法施設支援単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定旧法施設支援費用額算定基準の例により算定する。

ロ

(3) 知的障害者更生施設　通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合

平成二十年四月一日以降

(1) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(一) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数から五十を控除した数に当該通所による入所者の定員の数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合

イ

平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間

(1) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(一) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が三十人以下の旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が三十一人以上の旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が十五人未満の旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下の旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(3) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定知的障害者更生施設　通所による入所者の定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合

平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間

(1) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(一) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が三十人以下の旧指定知的障害者授産施設　通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が三十一人以上の旧指定知的障害者授産施設　通所による入所者の定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が十五人未満の旧指定知的障害者授産施設　通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下の旧指定知的障害者授産施設　通所による入所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合